

送付先: 各道場理事・事務局各位

FAX 番号:

発信元: 安佐北区剣道連盟事務局

日付: 2022年06月13日

件名: 錬士・教士称号審査会のご案内

送付枚数:

至急

ご参考まで

ご確認ください

ご返信ください

ご閲覧ください

別添のファイルのとおりご案内致します。

各種申込は全て安佐北区連を通しての申込となっております。
よって、広島市連に直接申し込みは行わないで下さい。

・審査料: 錬士・・・23,000円

教士・・・31,800円

※いずれも安佐北区事務手数料500円を含む。

申込時はR4年度会費の納付が必要です。必ず納付下さい。

受審の資格要件として、次ページの稽古会・講習会の参加が必須となります。

また安佐北区剣道連盟会長の推薦理由も必要となります。

別紙の剣道称号受審申請書(安佐北区様式)に記入の上、松本会長に推薦理由の記入・押印を依頼の上、申し込み下さい。

※申込者より会長に直接依頼して記入してもらって下さい!

※申込用紙は添付のものを使用して下さい。以前のものは使用不可

申し込みは、安佐北区剣道連盟事務局に行ってください。

・振込先: ゆうちょ銀行

・口座番号: 15160-47810811

・口座名義: 安佐北区剣道連盟

・必要書類: 審査申込書(添付資料)、現金兼振込明細(安佐北区様式01)

・締切り: **8/19(金) 必着(安佐北区剣連 必着)**

以上、よろしくお願い致します。

錬士、教士の申請にあたり、自身の剣道に対する取り組みについて該当する項目を記入してください。

1. 幼少年剣道指導への関わりについて

（記入例） ○○道場の代表理事として幼少年の剣道を指導している。

2. 日常における剣道実技向上の取り組みについて

（記入例） ○○道場で週2回、指導者同士で稽古を行ない、剣技の向上に努めている。

3. 剣道講習会、研修会、稽古会等への参加状況について

（記入例） 広島県地域社会剣道指導者研修会に毎年参加している。

4. 広島県剣道連盟、安佐北区剣道連盟主催行事への参加状況について

（記入例） 安佐北区スポーツ大会剣道審判員として毎年参加している。

5. 日本剣道形、審判法、指導法等の知識、実技向上の取り組みについて

（記入例） 毎年、審判講習会に参加し、審判法の知識、実技向上に努めている。

6. 剣道関係の資格取得について

（記入例） 全剣連社会体育指導員(初級)取得

7. その他剣道への取り組みとして特にPRしておきたい事項

（記入例） 連盟対抗剣道大会の団体戦に参加し、入賞に貢献している。

各地区剣道連盟会長 様

一般財団法人 広島県剣道連盟
会長 林 正夫
(公印省略)

称号「錬士」および「教士」審査会実施について（通知）

標記のことについて、全日本剣道連盟から別添のとおり開催通知がありました。つきましては、傘下剣連および会員に周知していただき、多数受審されますようお願いいたします。

審査会の申し込みについては、称号・段位審査規程に定められた要件を具備し、下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、各地区剣連で取りまとめ、下記期日までに広剣連事務局へ送付してください。(令和4年度会費が未納の方は必ず手続きするようお願いいたします。)

なお、審査会は錬士・教士称号審査会とも論文提出となっております。小論文の提出は、封筒に受審者本人が封印をして他人が絶対に開封することのないよう厳守してください。

また、会長推薦書(地区連及び傘下会長推薦書でも可)には会長の推薦理由が必須となりますのでお忘れのないようお願いいたします。

今回の審査会の申込資格（下記条件を両方満たしていること）

- 1 令和3年6月から稽古会（県主催）に最低1回以上参加
 - 2 令和4年度の地区審判講習会に参加
- ※上記について不明な点がある場合は広剣連にお問い合わせください。

記

※ 提出書類

称号「錬士」・・・①錬士受審申請書（本人用）全剣連称号・段位様式第5号
②会長推薦書（広剣連提出用）
③小論文

称号「教士」・・・①教士受審申請書（本人用）全剣連称号・段位様式第4号
②会長推薦書（広剣連提出用）
③小論文

※ 申し込み期日（教士・錬士いずれも）

令和 4年 8月 19日（金） 安佐北区剣連必着

以上

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和3年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成24年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月18日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

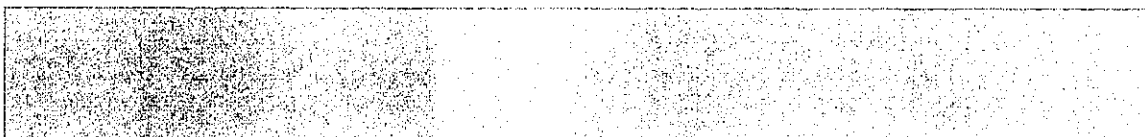
- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切



6. 審査の方法

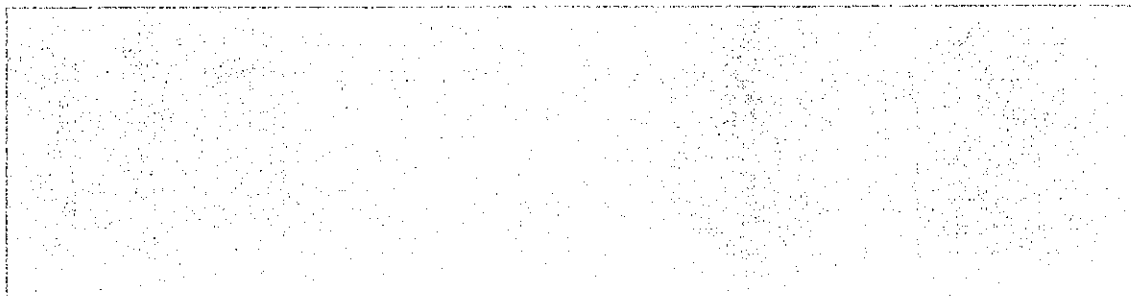
(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和4年11月18日(金)



9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和5年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

申請番号

全剣連称号・段位様式第 5 号
年 月 日

- * 都道府県剣道連盟で記入する。
- * 申請番号は若年順に記入する。

1. 剣 道
2. 居合道
3. 杖 道

錬士 受審申請書 (本人用)

* 該当するものに○印をする。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則 [第11条第1項] に基づき、
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

	フリガナ		フリガナ
1 受審者氏名		(旧姓)	
2 生年月日	年 月 日 生	年齢 満	歳
3 性 別	男 ・ 女		
4 取得称号・段位	段 位 段		
取得年月	年 月		
登録県名	登録県名		
5 全剣連番号			
6 住 所	〒		
7 電話番号		携帯番号	
8 職 業			
9 全剣連社会体育 中級認定年月	年 月 認定		

* 認定者のみ記入。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和2年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月18日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切



6. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
※再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和4年11月18日（金）

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和5年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号
年 月 日

* 都道府県剣道連盟で記入する。
* 申請番号は若年順に記入する。

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

教士 受審申請書 (本人用)

※ 試験会場

* 該当するものに○印をする。

※ 社会体育上級認定者（追認者除く）は
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

(旧姓)

2 生年月日

年	月	日	生	年齢	満	歳
---	---	---	---	----	---	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位
取得年月
登録県名

称号	錬士	段位	段
年 月		年 月	
登録県名		登録県名	

顔写真を貼って
から提出し
てください
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号

6 住所

7 電話番号

携帯番号

8 職業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育
上級認定年月

年 月 認定

※上級認定者のみ記入

[剣 歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

剣道称号段位審査実施要領

称号審査の方法

1. 練士の審査

- (1) 練士を受審しようとする者の備えるべき要件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 地方代表団体が行う講習を受け、練士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。）
- (2) 練士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出题する小論文（自筆）を添え、地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた受審者について、推薦書に申請書と小論文を付して会長に候補者として推薦する。
- (4) 会長は、審査員を委嘱し、候補者の小論文を採点のうえ、審査会に付議して可否を決定する。
- (5) 規則第11条第2項による練士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う。
- (6) 審査は、通常年2回実施する。

2. 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 練士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 全剣連又は地方代表団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導及び審判の経験を有する者（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は、全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。）
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）を地方代表団体に提出する。
- (3) 地方代表団体の長は、上記（1）の要件に該当すると認められた受審者について、推薦書に申請書を付して、会長に候補者として推薦する。

剣道称号段位審査実施要領

- (4) 会長は審査員を委嘱し、候補者に対し次の3科目群の筆記試験を行い、試験結果を地方代表団体の長からの推薦書とともに審査会に提出し可否を決定する。

- ① 指導法・審判法 ② 日本剣道形・剣道に関する一般教養 ③ 小論文
- (5) 筆記試験の3科目群のうち1科目群不合格者は、その科目群を再受審することができる。
- (6) 再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとする。
- (7) 審査は、通常年2回実施する。

3. 範士の審査

- (1) 地方代表団体の長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第10条第3号に定める付与基準に該当すると認められた受審者について、推薦書を提出し、会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第11条第1項第3号の受審資格を備えた受審者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された受審者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
 - ① 剣道人として実践してきた実績
 - ② 指導者としての実績
 - ③ 論文、講演録などの専門的業績
 - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
 - ⑤ 剣道及びその他、武道修業全般に関すること
- (4) 会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、地方代表団体の長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は、通常年1回実施する。

